

意匠及び裏印の保全登録について

(1) 「意匠」の登録保全事業について

本財団の意匠保全登録事業は「創作の奨励」として取り組んでいます。陶磁器意匠の創作活動を支援・奨励することを通じて、地域形成された陶磁器産業の持続的な発展に寄与し、後継者の育成に貢献することを目的として行っているものです。

平成25年3月、上記事業を公益目的事業として認定を受け平成25年4月公益財団法人に移行致しました。

意匠の保全登録については申請に基づき、意匠審査人会によって登録の可否が検討されます。先行意匠調査により得られた資料と、各審査人の豊富な経験をもとに審査を実施し、登録できると判定された意匠の登録保全を行っています。

意匠審査人は公設の陶磁器試験研究期間において長年デザイン指導に関与された方や芸術系大学陶磁専攻において教鞭をとられている方々に委嘱しています。

意匠保全登録品の模倣品が発見された場合には、登録者からの申し立てを受け、当該模倣品の製造販売事業者に対し、意匠保全登録品のオリジナリティの主張を通じて、その尊重を訴え、製造販売について中止を要請致します。

さらに必要に応じ、不正競争防止法に基づく法的措置を取ることに對しては、本財団顧問弁理士・顧問弁護士とともに協力致します。

(* 下記の登録料等の金額は、団体会員[賛助会員のうち]傘下のメンバーに對する料金です。非会員料金は別となっています。)

1. 意匠保全登録の対象

- ① 陶磁器製品(食器、置物、タイル)の形状・模様、もしくはこれらの一部、または全部を含むもの。
- ② 陶磁器製品には、他資材との結合もしくは組み合わされた陶磁器製品を

含む。

- ③ 仕入品については登録の対象外とする。

2. 登録申請資格

日本国内に居住し、申請する意匠の所有者、またはその委任を受けた人。

3. 申請手続について

- ① 申請書2枚に必要事項を記入し、当センターに提出。
- ② それぞれに写真を添付する。角度を変えて撮影したもの、2から3枚。
- ③ 写真にて申請品の詳細把握できない場合には、申請品現品の提出をお願いすることがあります。審査後に返却致します。
- ④ 申請書に、受付印・受付番号を付し、申請手数料(1件につき4,000円/税別)の請求書と共に、申請書1枚をご返却します。

4. 登録審査について

- ① 登録審査は、意匠審査人会を開催し、登録の可否について審査いたします。開催の日程は不定期です。お急ぎの場合にはご相談ください。
- ② 登録種別には、「保全登録」「限定登録」があり、保全登録はかなりの特徴を有するもの。限定登録は、若干の特徴を有するに止まるもの。
- ③ 登録料；保全登録＝8,000円(新規2年)

限定登録＝6,000円(新規2年) (いずれも消費税別)

- 5. 期間満了月の約1カ月に、保全登録期間満了のお知らせを発送し、登録更新の有無の確認を行います。更新期間は1年ごとです。

更新登録料；保全登録＝6,500円

限定登録＝4,400円 (いずれも消費税別)

*更新登録手数料2,000円が上記のほか必要です(税別)。

(2) 「裏印」の保全登録について

「裏印」とは、文字、図形もしくは記号またはこれらの結合であって、陶磁器について使用するものを言います。

「裏印」の登録申請があったときは、その申請された裏印が登録に

適するか否かを、本財団登録資料や特許庁商標登録などを参照し審査
します。

登録申請資格については、上記(1)の2の「意匠」を「裏印」と読
み替えて下さい。

保全登録有効期間は登録をした日から1年間とし、意匠と同様に、
保全登録期間満了の約1カ月前にその旨お知らせし、更新の有無を確
認します。

○ 保全登録料	登録申請手数料	1,000 円
	登 録 料	4,200 円 (いずれも消費税別)

以上

* 陶磁器意匠・陶磁器裏印の保全登録詳細については、本財団までお尋
ね下さい。